

平成 28 年度 第 2 回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成 28 年 5 月 20 日)

1 日 時 平成 28 年 5 月 20 日(金) 午前 10 時 30 分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第 2 会議室

3 出欠席

出席者【委 員】 会長 木下 憲明
会長職務代理 若林 武人
委員 吉田 進 (選任)
委員 米川 大二郎 (選任)
委員 清水 慶治郎 (選任)
委員 佐野 慶一 (会計)
委員 持田 昌弘
委員 石田 實
委員 柴田 清 (会計)
委員 清水 克幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 吉田 肇
経済企画係員 3 名 阪元 森川 栗木

欠席者【委 員】 委員 向江 すみえ (選任)、志田 實

4 議 事 (1)開会
(2)議案(第 1 号)
(3)報告事項等
(4)その他
(5)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成28年度第2回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は10名です。農業委員会法第21条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

【議長】

それでは、議事(議案第1号)について事務局よりお願いします。

【事務局】

議案第1号についてお手元の資料によりご説明いたします。

本件は、当該生産緑地の「主たる従事者 A」の故障により、「B」の所有する農地について全てを管理することが困難な状況になり、「B」所有の一部の生産緑地について買取の申出を行うこととなったものです

生産緑地法第10条の規定に基づき買い取申出をする生産緑地について、買取申出事由の故障の生じた「A」氏について、当該生産緑地の「主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」として認定し、これを証明するものです。これにより、当該生産緑地における農業経営が客観的に不可能であることが判断されるものです。

【議長】

本件についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

(異議なし)

それでは、議案1号について主たる従事者証明を発行いたします。

続きまして、議事(3)報告事項等を事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、ご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引続き、(4)その他報告事項について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「平成28年度葛飾区野菜品評会事業計画」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料2「農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画の策定」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料3「第56回企業的農業経営顕彰事業」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料4「第36回農業後継者顕彰事業の実施」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料5「東京都農業会議顕彰事業 推薦者一覧」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料6「東京都農作物生産状況調査の実施」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料7「都市農業振興基本計画」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料8「農業者と農業委員会との意見交換会」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料9「東京都の農業振興施策」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料10「平成28年度東京都農薬安全使用講習会の開催」について説明をいたします。

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

他に何かございますか？

【議長】

意見もないようですので、これにて、平成28年度第2回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。